2025年９月４日

各　　位

会　社　名　ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　　和 佐 見　勝
（コード番号：9090　東証プライム市場）
問 合 せ 先　取締役専務執行役員経営管理グループ長
葛 野　正 直
（ＴＥＬ　048-991-1000）

2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ

当社は、2025 年９月４日付の取締役会決議により、2030 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」という。）額面総額 220 億円の発行を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、本新株予約権付社債の発行決議と同時に、2020 年 12 月 17 日に発行された 2025 年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「2025 年満期新株予約権付社債（既発）」という。）の額面金額合計 200 億円を上限として買入れを行うこと（以下「本買入れ」という。）を決定いたしました。当社は、2025 年満期新株予約権付社債（既発）を本新株予約権付社債に実質的に置き換える（以下「本リファイナンス」という。）ことで、資金調達コストを低減しつつ負債の長期化を図ります。なお、2025 年満期新株予約権付社債（既発）は 2025 年９月４日時点で株式には転換されておらず、それに伴う希薄化も発生していません。

【本新株予約権付社債発行の背景及び目的】

当社グループは、「お客様第一義を基本に、サードパーティ・ロジスティクス（３ＰＬ）業界のＮｏ．１企業を目指し、同志の幸福と豊かな社会づくりに貢献する。」という経営理念のもと、お客様の経営を全面的にサポートできるロジスティクスのプロ集団として、企業価値向上に努めてまいりました。

「中期経営計画2025」では、経営資源（ヒトモノカネ情報）の好循環による経済的価値最大化と社会的価値創出の両立をコンセプトに掲げ、各物流ドメインにおける事業戦略を推進するとともに、人財の確保・育成やＤＸの推進・適用といった機能戦略を推し進めてまいりました。

2026年３月期より環境変化に強い「高収益企業づくり」を目指した「中期経営計画2028」をスタートさせ、ＥＣ・常温物流、低温食品物流、医薬・医療物流の各ドメインを中心に業容拡大に努めており、グループネットワーク機能を最大化する輸配送プラットフォームの強化、オペレーション標準化とＤＸ実装による３ＰＬ事業の省人化・省力化を実現することで、お客様に選ばれる「３ＰＬ＆プラットフォームカンパニー」を目指しております。2025年10月以降には当社グループ最大規模の自社物流施設「AZ-COM Matsubushi EAST」（埼玉県北葛飾郡松伏町）が稼働する予定となっており、埼玉県東部エリアにある経営資源を最大限に活用した拠点づくりを整備してまいります。

当社は、上記施策を着実に実行するため、資金調達コストを低減しながら2025年満期新株予約権付社債（既

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

発）の満期償還日を実質的に延長しつつ、成長投資資金の獲得及び強固な財務基盤を構築することが必要と判断し、本新株予約権付社債の発行及び本買入れを決議いたしました。

【2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入れについて】

当社は、本リファイナンスにより、資金調達コストを低減しつつ負債の長期化を図ることができると考えております。

本買入れについては、Mizuho International plcを単独ディーラー・マネージャーとして、当該社債の社債権者から買付を実施いたします。

本買入れの詳細につきましては、本日付の「2025年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の買入れに係る事項の決定に関するお知らせ」において別途開示しております。

【調達資金の使途】

本新株予約権付社債の発行による手取金約219億円の使途につきましては、以下を予定しております。

① 最大200億円を、2025年９月末までに、2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入資金として充当いたします。なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、本買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。

② 上記①の未充当分については、2025年12月末までに2025年満期新株予約権付社債（既発）の償還資金として充当いたします。

③ 上記①及び②に充当されなかった資金の全額については、AZ-COM Matsubushi等の大型センターのマテハン設備の導入費用の一部として、2026年３月末までに充当いたします。

【本新株予約権付社債発行の狙い】

当社は、資金調達手段の選択にあたり、可能な限り低コストで資金を調達するとともに、希薄化規模を抑制しつつ、中長期的な財務基盤の強化を行うため、以下の特徴を有する本新株予約権付社債の発行が最適な手法であると判断いたしました。

① 本新株予約権付社債はゼロ・クーポンで発行されるため、金利コストの最小化を図ることが可能となること

② 時価を上回る転換価額の設定により、転換に伴う１株当たり利益の希薄化の抑制が期待されること

③ 本新株予約権付社債にプット条項を付与することで、既存株主に配慮した、相対的に高い転換プレミアムを追求できること

④ 将来的に株式への転換が起こった場合、財務基盤の強化を図ることができ、今後の当社の資金調達戦略における柔軟性向上が期待できること

記

１．社債の名称

ＡＺ－ＣＯＭ丸和ホールディングス株式会社2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

２．社債の払込金額

本社債の額面金額の100.0％（各本社債の額面金額　10,000,000円）

３．新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

４．社債の払込期日及び発行日

2025年９月22日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）

５．募集に関する事項

（１）募集方法

Mizuho International plcを単独ブックランナー兼共同主幹事引受会社とし、Nomura International plcを共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州及びアジアを中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込みは引受契約書の締結日の翌日午前８時（日本時間）までに行われるものとする。

（２）本新株予約権付社債の募集価格（発行価格）

本社債の額面金額の102.5％

６．新株予約権に関する事項

（１）新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数

本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記（４）記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合は、当該単元未満株式は単元株式を構成する株式と同様の方法で本新株予約権付社債の保有者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に交付され、当社は当該単元未満株式に関して現金による精算を行わない。

（２）発行する新株予約権の総数

2,200個

（３）新株予約権の割当日

2025年９月22日

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

（イ）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（ロ）転換価額は、当初、当社の代表取締役が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記５（１）記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結直前の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値に1.0を乗じた額を下回ってはならない。

（ハ）転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、下記の算式により調整される。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、一定の剰余金の配当、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

（５）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

（６）新株予約権を行使することができる期間

2025年10月６日から2030年９月９日まで（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）とする。但し、①下記７（４）（イ）乃至（ホ）記載の当社による繰上償還の場合は、償還日の東京における３営業日前の日まで（但し、下記７（４）（ロ）において繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、②下記７（４）（ヘ）記載の本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還がなされる場合は、償還通知書が下記７（９）記載の財務代理人に預託された時まで、③下記７（５）記載の本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また④下記７（６）記載の本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2030年９月９日（新株予約権の行使のために本社債が預託された場所における現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、当社の組織再編等（下記７（４）（ハ）に定義する。）を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合、組織再編等の効力発生日の翌日から起算して14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできない。

上記にかかわらず、本新株予約権の行使の効力が発生する日本における暦日（又は当該暦日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第１項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下、当社の定める基準日と併せて「株主確定日」と総称する。）の東京における２営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における３営業日前の日）（同日を含む。）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、その東京における翌営業日）（同日を含む。）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできない。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する日本法、規制又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができる。

（７）その他の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

（８）当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

（イ）組織再編等が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとする。但し、かかる承継及び交付については、（ⅰ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ⅱ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ⅲ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とする。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとする。本（イ）に記載の当社の努力義務は、当社が財務代理人に対して下記７（４）（ハ）(b) 記載の証明書を交付する場合、適用されない。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいう。

（ロ）上記（イ）の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとする。

① 新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ⅰ）又は（ⅱ）に従う。なお、転換価額は上記（４）（ハ）と同様の調整に服する。

（ⅰ） 一定の合併、株式交換又は株式移転の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領させる。

（ⅱ） 上記以外の組織再編等の場合、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその14日後以内の日）から、上記（６）に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

⑥ その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとする。

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

⑦　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

⑧　組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行う。

⑨　その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる１株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できない。

（ハ）当社は、上記（イ）の定めに従い本社債に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従う。

（９）新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権の行使に際して当該本新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本新株予約権の価値と本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。

７．社債に関する事項

（１）社債の総額

220億円

（２）社債の利率

本社債には利息は付さない。

（３）満期償還

2030年９月24日（償還期限）に本社債の額面金額の100％で償還する。

（４）本社債の繰上償還

（イ）クリーンアップ条項による繰上償還

本（イ）の繰上償還の通知を行う前のいずれかの時点において、残存する本社債（以下「残存本社債」という。）の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10％を下回った場合、当社は、その選択により、本新株予約権付社債権者に対して、30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100％の価額で繰上償還することができる。

（ロ）税制変更による繰上償還

日本国の税制の変更等により、当社が下記（12）（イ）記載の追加額の支払義務を負う旨及び当社が合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合、当社はその選択により、いつでも、本新株予約権付社債権者に対して30日以上60日以内の事前の通知（かかる通知は取り消すことができない。）をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）をその額面金額の100％の価額で繰上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこととなる最初の日の90日前の日より前にかかる繰上償還の通知をしてはならない。

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

上記にかかわらず、かかる通知がなされた時点において、残存本社債の額面金額合計額が発行時の本社債の額面総額の10%以上である場合、各本新株予約権付社債権者は、当社に対して当該償還日の20日前までに通知することにより、当該本新株予約権付社債権者の保有する本社債については繰上償還を受けないことを選択する権利を有する。この場合、当社は当該償還日後の当該本社債に関する支払につき下記（12）（イ）記載の追加額の支払義務を負わず、当該償還日後の当該本社債に関する支払は下記（12）（イ）記載の公租公課を源泉徴収又は控除したうえでなされる。

（ハ）組織再編等による繰上償還

組織再編等（以下に定義する。）が生じたが、（a）上記６（８）（イ）記載の措置を講ずることができない場合、又は（b）承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の証明書を当社が財務代理人に対して交付した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、東京における14営業日以上前に通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、原則として、当該組織再編等の効力発生日までの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債１券面当たり、（ｉ）各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、（ⅱ）上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において（ｉ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ⅱ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転若しくは承継される場合に限る。）、（ⅲ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転若しくは承継される場合に限る。）、（ⅳ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ⅴ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいう。

（ニ）上場廃止等による繰上償還

（ｉ）金融商品取引法に従って、当社以外の者（以下「公開買付者」という。）により当社普通株式の公開買付けが行われ、（ⅱ）当社が、金融商品取引法に従って、当該公開買付けに賛同する意見を表明し、（ⅲ）当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得の結果当社普通株式の上場が廃止される可能性があることを公開買付届出書又はその訂正届出書その他（以下「公開買付届出書等」という。）で公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該取得後も当社が日本の上場会社であり続けるよう最善の努力をする旨を公表した場合を除く。）、かつ、（ⅳ）公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債１券面当たり、（a）各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、（b）上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

上記にかかわらず、当社又は公開買付者が、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日の後に組織再編等を行う予定である旨又はスクイーズアウト事由（下記（ホ）に定義する。）を生じさせる予定である旨を公開買付届出書等で公表した場合、本（ニ）記載の当社の償還義務は適用されない。但し、かかる組織再編等又はスクイーズアウト事由が当該取得日から60日以内に生じなかった場合、当社は、実務上可能な限り速やかに（但し、当該60日間の最終日から14日以内に）本新株予約権付社債権者に対して通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債１券面当たり、(a) 各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、(b) 上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

当社が本（ニ）記載の償還義務及び上記（ハ）又は下記（ホ）記載の償還義務の両方を負うこととなる場合、上記（ハ）又は下記（ホ）の手続が適用されるものとする。

（ホ）スクイーズアウトによる繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主による当社の他の株主に対する株式売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに（但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に）通知（かかる通知は取り消すことができない。）したうえで、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る効力発生日より前で、当該通知の日から東京における14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。但し、当該効力発生日が当該通知の日から東京における14営業日目の日よりも前の日となる場合には、かかる償還日は当該効力発生日よりも前の日に繰り上げられる。）に、残存本社債の全部（一部は不可）を、本社債１券面当たり、（a）各本新株予約権付社債の募集価格から各本社債の額面金額を差し引いた額に、（b）上記償還日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数を払込期日（同日を含む。）から満期日（同日を含まない。）までの日数で除した数を乗じ、これに各本社債の額面金額を加えた額で繰上償還するものとする。

（ヘ）本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、2028年９月25日（以下「本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日」という。）に、その保有する本社債を額面金額の100％の価額で繰上償還することを当社に対して請求する権利を有する。この請求権を行使するために、本新株予約権付社債権者は、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日に先立つ30日以上60日以内の期間中に本新株予約権付社債の要項に定める手続に従い償還通知書を下記（９）記載の財務代理人に預託することを要する。

（ト）当社が上記（イ）乃至（ホ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合、以後他の事由に基づく繰上償還の通知を行うことはできない（但し、上記（ロ）において繰上償還を受けない

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

ことが選択された本社債を除く。)。

また、当社が上記（ハ）若しくは（ホ）に基づき繰上償還の通知を行う義務が発生した場合又は上記（ニ）（ｉ）乃至（ⅳ）に規定される事由が発生した場合には、以後上記（イ）及び（ロ）に基づく繰上償還の通知を行うことはできない。

また、当社が上記（イ）乃至（ホ）のいずれかに基づく繰上償還の通知を行った場合には、本新株予約権付社債権者の選択による繰上償還日前に当該通知が行われている限り、当該通知と上記（ヘ）に基づく通知の先後関係にかかわらず、上記（ヘ）に優先して上記（イ）乃至（ホ）に基づく繰上償還の規定が適用される。

（５）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により随時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有若しくは転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（６）期限の利益の喪失

本社債の規定の不履行又は不遵守その他本新株予約権付社債の要項に定める一定の事由が生じた場合、本新株予約権付社債権者が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより下記（９）記載の財務代理人に対し本社債の期限の利益喪失の通知を行ったときには、当社は、本社債につき期限の利益を失い、残存本社債の全部をその額面金額に経過利息（もしあれば）を付して直ちに償還しなければならない。

（７）本新株予約権付社債の券面

本新株予約権付社債については、記名式の新株予約権付社債券（以下「本新株予約権付社債券」という。）を発行するものとする。

（８）無記名式新株予約権付社債券への転換請求の制限

本新株予約権付社債券を無記名式とすることを請求することはできない。

（９）本新株予約権付社債に係る財務・支払・譲渡・新株予約権行使請求受付代理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A. (財務代理人)

(10) 本新株予約権付社債に係る名簿管理人

Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.

(11) 社債の担保又は保証

本社債は、担保又は保証を付さないで発行される。

(12) 財務上の特約

（イ）追加支払

本社債に関する支払につき現在又は将来の日本国又はその他の日本の課税権者により課される公租公課を源泉徴収又は控除することが法律上必要な場合、当社は、一定の場合を除き、本新株予約権付社債権者に対し、当該源泉徴収又は控除後の支払額が当該源泉徴収又は控除がなければ支払われたであろう額に等しくなるために必要な追加額を支払う。

（ロ）担保設定制限

本新株予約権付社債が残存する限り、当社又は当社の主要子会社（本新株予約権付社債の要項に定義される。）は、(A) 外債（以下に定義する。）に関する支払、(B) 外債に関する保証に基づく支払又は (C) 外債に関する補償その他これに類する債務に基づく支払を担保することを目的

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

として、当該外債の保有者のために、当社又は当社の主要子会社の現在又は将来の財産又は資産の全部又は一部にいかなる抵当権、質権その他の担保権も設定せず、かつこれを存続させないものとする。但し、あらかじめ又は同時に(a)かかる外債、保証若しくは補償その他これに類する債務に付された担保と同じ担保を新株予約権付社債権にも付す場合又は(b)本新株予約権付社債の社債権者集会の特別決議（本新株予約権付社債の要項に定義される。）により承認されたその他の担保若しくは保証を、本新株予約権付社債にも付す場合は、この限りでない。

本項において、「外債」とは、社債、ディベンチャー、ノートその他これに類する期間１年超の証券のうち、（ｉ）外貨払の証券若しくは外貨により支払を受ける権利を付与されている証券又は円貨建でその額面総額の過半が当社若しくは当社の主要子会社により若しくは当社若しくは当社の主要子会社の承認を得て当初日本国外で募集される証券であって、かつ（ⅱ）日本国外の証券取引所、店頭市場若しくはこれに類するその他の市場で、相場が形成され、上場され若しくは通常取引されるもの又はそれを予定されているものをいう。

８．上場取引所

該当事項なし。

９．取得格付

本新株予約権付社債に関して、格付を取得する予定はない。

10．本新株予約権付社債に係る社債管理者

本社債に係る社債管理者は定めないものとする。

11．その他

（１）安定操作取引

当社普通株式に関する安定操作取引は行わない。

（２）2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入れ

本新株予約権付社債の募集と同時に行われる2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入れについては、Mizuho International plcを単独ディーラー・マネージャーとして、当該社債の社債権者から買付けを実施する。

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

【ご　参　考】

１．資金の使途

（１）今回調達資金の使途

本新株予約権付社債の発行による手取金約219億円の使途につきましては、以下を予定しております。

① 最大200億円を、2025年９月末までに、2025年満期新株予約権付社債（既発）の買入資金として充当いたします。なお、本買入れに応じる当該社債の社債権者の数、本買入れの対象となる当該社債の金額及び当該社債の株式への転換の状況等によっては、買入資金の総額が上記の金額に達しない可能性があります。

② 上記①の未充当分については、2025年12月末までに2025年満期新株予約権付社債（既発）の償還資金として充当いたします。

③ 上記①及び②に充当されなかった資金の全額については、AZ-COM Matsubushi等の大型センターのマテハン設備の導入費用の一部として、2026年３月末までに充当いたします。

上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

（２）前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

（３）業績に与える見通し

本新株予約権付社債の発行による当期の業績に与える影響は軽微であります。

２．株主への利益配分等

（１）利益配分に関する基本方針

当社は、持続的成長のための先行投資を推進し、収益力および資本効率の向上を図るとともに、新たに累進配当を導入し、今後も継続して実施することで、株主の皆様への安定的かつ継続的な配当を行うことを基本方針としております。配当性向（連結）については40％を目安としております。

（２）配当決定にあたっての考え方

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めており、業績動向等を考慮しながら、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

（３）内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後の財務体質の強化や業容拡大に対応する内部のインフラ整備、既存事業の強化及び新規事業の展開等に投入してまいります。

（４）過去３決算期間の配当状況等

	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期
１株当たり当期純利益（連結）	61.86円	70.88円	54.06円
１株当たり年間配当金 （うち１株当たり中間配当金）	23.50円 （11.75円）	30.00円 （15.00円）	32.00円 （16.00円）
配当性向（連結）	38.0％	42.3％	59.2％
自己資本当期純利益率（連結）	24.0％	20.0％	12.9％
純資産配当率（連結）	9.1％	8.6％	7.6％

（注）１．１株当たり当期純利益（連結）は、期中平均株式数（自己株式を除く）に基づいて計算しています。

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

２．配当性向（連結）は、１株当たり年間配当金を１株当たり当期純利益（連結）で除した数値です。
３．自己資本当期純利益率（連結）は、親会社株主に帰属する当期純利益を自己資本（連結）の期中平均（自己資本（連結）の期首と期末の平均）で除した数値です。
４．純資産配当率（連結）は、１株当たり年間配当金を１株当たり純資産（連結）の期中平均（期首と期末の平均）で除した数値です。

３．その他

（１）配分先の指定

該当事項はありません。

（２）潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。転換価額の確定後、お知らせいたします。

（３）過去３年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

・公募による新株式発行（一般募集）

払込期日	2023年12月６日
調達資金の額	10,697,078,000円（差引手取概算額）
発行価額	1,427.56円
募集時における発行済株式数	128,952,320株
当該募集による発行株式数	7,550,000株
募集後における発行済株式総数	136,502,320株
発行時における当初の資金使途	下記「オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当による新株式発行」による手取概算額と合わせて、食品物流センターAZ-COM Matsubushi A棟の建設資金に7,910百万円、当社連結子会社である株式会社丸和運輸機関への設備投資のための投融資資金に4,880百万円（投融資先においては、アズコムＭＣ名古屋センターにおける物流機器及びその設置資金に2,480百万円、アズコムＭＣ九州センター（仮称）における物流機器及びその設置資金に2,400百万円を充当する予定）に充当する予定。
発行時における支出予定時期	2025年９月まで
現時点における充当状況	アズコムＭＣ名古屋センターに3,190百万円、アズコムＭＣ福岡センターの一部に29百万円充当しておりますが、大半は充当しておりません。発行時における当初の資金使途に従い、2025年９月までに充当予定。

・オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当による新株式発行

払込期日	2023年12月27日
調達資金の額	2,092,929,432円（差引手取概算額）
発行価額	1,427.56円
募集時における発行済株式数	136,502,320株
当該募集による発行株式数	1,482,200株
募集後における発行済株式総数	137,984,520株
割当先	みずほ証券株式会社

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

発行時における当初の資金使途	上記「公募による新株式発行（一般募集）」による手取概算額と合わせて、食品物流センターAZ-COM Matsubushi　A棟の建設資金に7,910百万円、当社連結子会社である株式会社丸和運輸機関への設備投資のための投融資資金に4,880百万円（投融資先においては、アズコムMC名古屋センターにおける物流機器及びその設置資金に2,480百万円、アズコムMC九州センター（仮称）における物流機器及びその設置資金に2,400百万円を充当する予定）に充当する予定。
発行時における支出予定時期	2025年９月まで
現時点における充当状況	アズコムMC名古屋センターに3,190百万円、アズコムMC福岡センターの一部に29百万円充当しておりますが、大半は充当しておりません。発行時における当初の資金使途に従い、2025年９月までに充当予定。

② 過去３決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年３月期	2024年３月期	2025年３月期	2026年３月期
始値	1,120円	2,023円	1,342円	1,252円
高値	2,019円	2,309円	1,355円	1,340円
安値	1,086円	1,336円	891円	1,001円
終値	1,990円	1,350円	1,233円	1,230円
株価収益率（連結）	32.2倍	19.0倍	22.8倍	－

（注）１．2026年３月期の株価については、2025年９月３日現在で表示しております。
２．株価収益率（連結）は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の１株当たり連結当期純利益で除した数値です。また、2026年３月期については未確定のため記載しておりません。

（4）ロックアップについて

当社は、幹事引受会社に対し、本新株予約権付社債に係る引受契約書の締結日に始まり、本新株予約権付社債の払込期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、幹事引受会社を代表するMizuho International plcの事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の発行等（但し、本新株予約権付社債の発行、株式分割、単元未満株主の売渡請求による当社株式の売渡し、既存の新株予約権の行使による当社株式の発行、所在不明株主に係る株式の売却、本買入れ、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨、合意しております。

さらに、和佐見勝は、幹事引受会社に対し、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の売却等（但し、単元未満株式の買取請求、当社が行う自己株式取得に応じた当社株式の売却、みずほ証券株式会社に対する当社株式の貸借、当社株式に関する既存の担保又は譲渡に係る取り決めに基づく行為、その他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨、合意しております。

また、株式会社ＴＡＲＯ’Ｓ及び株式会社ＷＡＳＡＭＩは、幹事引受会社に対し、ロックアップ期間中、幹事引受会社の事前の書面による同意なしには、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換可能な有価証券等の売却等（但し、単元未満株式の買取請求、当社が行う自己株式取得に応じた当社株式の売却、当社株式に関する既存の担保又は譲渡に係る取り決めに基づく行為、そ

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。

の他日本法上の要請による場合等を除く。）を行わない旨、合意しております。

（５）株券等貸借に関する契約

本新株予約権付社債の発行に関連し、和佐見勝とみずほ証券株式会社とは株券等貸借に関する契約を締結し、当社普通株式をみずほ証券株式会社に貸し付けることを合意しております。なお、本株券等貸借取引は、みずほ証券株式会社が幹事引受会社を通じて本新株予約権付社債を購入する投資家に対して、当該投資家がヘッジ目的で行う売付けに係る当社普通株式を提供することを主たる用途として行われるものであり、結果的に本新株予約権付社債の発行条件改善を図るものであります。

以　上

本文書は、当社の転換社債型新株予約権付社債の発行に際して一般に公表するための文書であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本文書は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて同社債の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集又は販売が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。なお、本件においては米国における同社債の募集又は販売は行われません。